

健康経営普及推進協力事業者 公募要領

1. 目的

健康経営埼玉推進協議会（以下、「協議会」という。）が行う健康経営の普及推進に協力いただける事業者の公募について定めるものである。

2. 公募事業者数

若干数

3. 公募期間

別紙に定める期間

4. 応募方法

別紙1『健康経営普及推進事業 協力応募申込書』に記入のうえ健康経営埼玉推進協議会事務局（〒330-8686 さいたま市大宮区錦町 682-2 大宮情報文化センター 16 階 全国健康保険協会埼玉支部）へ郵送にてご提出ください。

5. 応募要件

次の要件の全てを満たす事業者であること。

- (1) 埼玉県内の事業所への健康経営の普及推進に向けた協力業務を無償で提供できること。
- (2) 医療保険者が実施する「健康宣言」への参加勧奨にとどまらず、健康宣言をした事業所が健康経営の取組みを推進・継続するための支援まで含めた協力ができること。なお、支援は取組みの一部（例えば、運動の支援のみ、食事の支援のみ、など）に限定したものではなく総合的に支援できること。協力内容については、企画提案書を作成し、本事業への応募申込書と一緒に提出すること。
- (3) 営利目的の事業を推奨していると第三者に誤解をさせないよう配慮できること。
- (4) 健康経営アドバイザー認定者や日本健康マスター認定者の配置など本事業に関して十分な知識を有する体制があり、現に健康経営推進に関する事業を行っていること。
- (5) 本事業を広範かつ効率的に実施するため、一定規模を有する事業者であり、かつ、協力事業者自体が既に健康経営に取組んでいることが望ましいことから、日本健康会議の健康経営優良法人（大規模法人群部門）～ホワイト500～として認定されたことがある事業者または、健康経営優良法人認定に準じるような健康経営の取組みをしている事業者であること。
- (5) 健康保険組合や全国健康保険協会等の被用者保険の加入者の健康増進等、加入者及び事業主の利益の実現を目的とした公益性の高い取組みであることを十分に理解していること。
- (6) 協議会及び協議会の加入団体が民間企業の営利に当たる活動を行わないことを十分に理解していること。
- (7) 特定の業種において特定の企業が競争上有利とならないよう、協議会が特定の企業以外との連携を排除しないことを十分に理解していること。
- (8) 政治的、宗教的な内容を含む取組みではないこと。
- (9) 実施内容が社会秩序や公序良俗に反するものではないこと。

(10) その他法令、規則等に違反するものではないこと。

6. 選考方法

前記の応募要件を満たし、本事業の普及推進に対して、非営利かつ公平、公正な取組みが期待され、健康経営埼玉推進協議会の目的（埼玉県内の事業所における従業員の健康に配慮した経営を促進するために、健康経営を普及推進すること）の実現に適切に寄与できる企業(団体)と認められる事業者を選考する。なお、協議会の事務局にて、選定委員会を設置し、「健康経営普及推進協力事業者の公募」の評価表（様式 1）を用いて事業者を選考する。

7. 提出書類

- a. 健康経営普及推進事業 協力応募申込書（別紙 1）
- b. 協力内容の企画提案書
- c. 事業所パンフレット
- d. 社会保険料納入証明書または領収書写し（直近 1 年分）
- e. 健康経営優良法人（大規模法人部門）～ホワイト 500～に認定されたこと、または、当該認定に準じる取組みをしていることがわかる資料

※ a. と d. は 1 部、それ以外は 10 部提出すること。

8. 選考結果

選考結果については、協議会の各委員に報告したのち、速やかに通知する。

9. その他

具体的な本事業の普及推進にあたっては、別途、書面による覚書を締結する。

10. 問い合わせ先

健康経営埼玉推進協議会事務局

（全国健康保険協会埼玉支部 保健グループ）

埼玉県さいたま市大宮区錦町 682-2 大宮情報文化センター 16 階

電話：048-658-5915

1. 健康経営埼玉推進協議会の構成

(1) 公的機関等

名 称	
1	埼玉労働局
2	埼玉県
3	さいたま市

(2) 保険者

名 称	
1	全国健康保険協会埼玉支部
2	健康保険組合連合会埼玉連合会

2. 健康経営埼玉推進協議会の目的

埼玉県内の企業における従業員の健康に配慮した経営を促進するために、健康経営を普及推進することを目的とする。

3. 公募期間

隨時

別紙 1

健康経営普及推進事業 協力応募申込書

企業（団体）情報			
フリガナ			
企業（団体）名			
URL			
事業内容			
所在地			
登記上本社			
設立・創業		資本金・出資金	
従業員数		役員	
許認可		連結親会社	
担当部署		担当者氏名	
TEL		FAX	
備考			

《添付書類》

- 協力内容の企画提案書（10部）
- 事業所パンフレット（事業案内含む）（10部）
- 社会保険料納入証明書または領収書の写し（直近1年間）（1部）

※年金事務所が発行する「領収書・納入証明書」の写しでも可
- 健康経営優良法人（大規模法人部門）～ホワイト500～に認定されたこと、または、当該認定に準じる取組みをしていることがわかる資料（10部）

「健康経営普及推進協力事業者の公募」の評価表

提案事業者:

評価項目	審査基準	評価		
		優れている	提案されている	提案されていない
1 実施内容等	要領に示された業務内容を十分に理解し、具体的かつ適切な提案がされているか。	/40点		
	① 健康経営を普及推進する方法が具体的に提案されているか。	10	5	0
	② 各医療保険者が行っている「健康宣言」の案内が提案に含まれているか。	10	5	0
	③ 健康経営に取り組む事業所を継続的に支援する方法が具体的に提案されているか。	10	5	0
2 管理体制	④ 健康経営埼玉推進協議会及び協議会の加入団体が営利目的の事業を推奨していると第三者が解しないような配慮がされているか。	10	5	0
	確実に業務を遂行する体制を整えているか。	/30点		
	① 必要な資格等を有した人員が整備されているか。	10	5	0
	② 県内全域で実施可能な体制となっているか。	10	5	0
	③ 担当者へ健康経営に関する研修・教育を行う体制が整備されているか。	10	5	0

評価点: 優れている=10点、提案されている=5点、提案されていない=0点

※いずれかの委員から1項目でも0点(提案されていない)の評価がされた場合は選定対象外とする。

00年00月00日 評価者:

合計 /70点

健康経営の普及推進を目指した相互協力・連携に関する覚書

健康経営埼玉推進協議会（以下「甲」という）と●●株式会社（以下「乙」という）は、埼玉県内の事業所への健康経営の普及推進を目指した取り組みについて協力および連携することを目的とし、次のとおり覚書（以下「本覚書」という）を締結する。

（定義及び目的）

第1条

- 「健康経営」とは、「企業が従業員の健康に配慮することによって、経営面においても大きな成果が期待できる」との基盤に立って、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践することを意味する。
※「健康経営」は特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標です。
- 本覚書の目的は、甲及び乙が相互に協力及び連携し、埼玉県内の事業所への健康経営の普及推進を図ることを目的とする。

（協力連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的達成のため、次に掲げる事項に関して協力及び連携を図る。実施時期、実施方法その他具体的な内容については、甲及び乙で協議の上、別途定めることとする。

- 埼玉県内の事業所への健康経営の普及に関すること。
- 健康経営に取り組む企業への支援に関すること。
- その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

なお、乙は上記協力及び連携に係る事業所やその従業員等への説明に際しては、甲及び甲の参加団体が保有する加入医療保険に関する情報、事業所の情報、健康診断等に関する個人情報等について、甲から情報提供されるものではないことを明言するとともに、万が一不可抗力により知り得た場合は、第3条の定めによるものとする。

（守秘義務・免責等）

第3条

- 甲および乙は、協力及び連携する事項の検討及び実施により知り得た内部事情や情報ならびに他の当事者が有する個人情報を、当該情報の主体の承諾なしに、第三者に開示し又は漏洩してはならない。
- 甲および乙は、自らの責により前項に定める情報の漏洩が生じた場合で、甲又は乙と当該情報の主体の間で、権利侵害等の問題が発生した場合、自らにおいてこれを負担して処理することとし、相手方は一切の責任を負わないものとする。
- 前2項の規定は本覚書の有効期間満了後も有効とする。

（覚書の有効期間）

第4条 本覚書の有効期間は、締結日より00年3月31日までとする。ただし、期間の満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも終了の申し出がない場合は、さらに1年延長されるものとし、その後も同様とする。

（覚書の変更及び解約）

第5条

1. 甲又は乙のいずれかが、本覚書の内容の変更または解約を申し出たときは、協議の上、覚書の変更または解約を行うものとする。
2. 乙に次に定めるいずれかの行為があった場合は、甲は乙に対して何らの通知催告等なくして本覚書を解約することができる。
 - (1) 法令違反等、県民の信頼を損なう行為。
 - (2) その他、協力連携事項を行うにあたり本覚書の目的に合致しない行為。

(賠償責任)

第6条 甲および乙における協力及び連携の遂行に関して、自らが第三者から賠償責任を問われ又は賠償責任等が生じたとしても相手方はその責任を一切負わないものとする。

(反社会的勢力の排除)

第7条

1. 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合には、相手方に対して何らの通知催告等なくして本覚書を解除することができる。
 - (1) 相手方の役員もしくは実質的に経営に関与する者又は従業員（以下「役員等」という）が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）である、又は反社会的勢力であった場合
 - (2) 相手方又は相手方の役員等が反社会的勢力に対し、不適切な資金もしくは役務提供等をしている場合又は反社会的勢力と何らかの不適切な取引をしている場合
 - (3) 前各号に掲げる場合のほか、相手方又は相手方の役員等が反社会的勢力と何らかの不適切な関係を持っている場合
 - (4) 相手方又は相手方の役員等が、自ら又は第三者を利用して、相手方に対して、暴力、脅迫、威力、詐欺等の違法又は不当な手段を用いて不当な要求行為等を行った場合
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有する場合
2. 甲及び乙は次の各号について相互に表明し、保証する。なお、表明が事実に反することが判明したとき及び保証に反して次の各号に該当したときは、相手方に対して何らの通知催告等なくして本覚書を解除することができる。
 - (1) 自らが反社会的勢力ではないこと。
 - (2) 自らが反社会的勢力ではなかったこと。
 - (3) 反社会的勢力を利用しないこと。
 - (4) 役員等が反社会的勢力を利用しないこと、ならびに反社会的勢力と交際がないこと。
 - (5) 自らの財務及び事業の方針の決定を支配する者が反社会的勢力でないこと、ならびに反社会的勢力と交際がないこと。
3. 甲又は乙が第1項および第2項の規定により本覚書を解除した場合、これにより相手方に損害が生じたとしても、当該解除者は当該損害について賠償責任を負わない。

(配慮義務)

第8条

1. 乙は、協力連携事項を行うにあたって、甲が乙の営利目的の事業を推奨していると第三者が解しないよう十分配慮する。
2. 第1項に反する行為があったと認められる場合は、甲は乙に対して何らの通知催告等なくして本覚書を取消すことができる。

(報告義務等)

第9条

1. 乙は、甲に対して、1年度内に少なくとも1回は、健康経営の普及推進にかかる実施内容、実施結果、健康経営の取り組みの好事例等をとりまとめて報告するものとする。
2. 乙は、健康経営に携わる担当者を少なくとも1名定めて甲に届け出る。
3. 乙は、甲が開催する健康経営の普及促進に関する勉強会に出席するものとする。

(協議事項)

第10条 本覚書に定めのない事項または本覚書の解釈上疑義を生じた事項については、甲及び乙は、誠意を持って協議の上解決する。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を有するものとする。

00年00月00日

甲 埼玉県さいたま市大宮区錦町682-2
大宮情報文化センター16階
全国健康保険協会埼玉支部内

健康経営埼玉推進協議会
会長 ●● ●●

乙